

**館山市では、国民健康保険加入者に  
短期人間ドックの検査費用を補助しています**

- ・ 脳ドックのみの場合、特定健診の受検も必要
- ・ 補助の限度額は 2 万円

☆ **短期人間ドックの種類（脳ドックも補助対象となります。）**

- ◇ 1 日人間ドック
- ◇ 通院 2 日人間ドック
- ◇ 1 泊 2 日人間ドック

☆ **利用者の資格（次の資格をすべて満たしている人が対象になります。）**

- ◇ 館山市国民健康保険に継続して 6 ヶ月以上加入している人
- ◇ 年齢が満 40 歳以上の人
- ◇ 国民健康保険税を完納している世帯に属していること
- ◇ 市が実施する特定健診（総合検診又は医療機関）を受診していない人  
注：補助を希望する年度（4 月～翌年 3 月の間）の特定健診（総合検診）の受検のことです。
- ◇ 検査結果連絡票を利用していない人  
注：かかりつけ医の検査結果を市に提出することで健診を受診したとみなす制度を利用していない人  
又は健康診断で市から検査費用の助成を受けていない人

**※ 特定健診の代わりとして、人間ドックを受けた方が補助対象のため、  
請求の際は、結果を提供していただく必要があります。**

**※ 脳ドックのみの受検は、市の実施する特定健診または短期人間ドックを  
受検した人が補助対象です。**

☆ **検査医療機関**

- ◇ どの医療機関で受検しても補助対象です。

☆ **補助までの流れ（検査前に利用申請書を提出し承認を受けてください。）**

- ① 医療機関に検査の予約をする。
- ② 検査予約日の 14 日前までに、国保資格が確認できるもの（保険証・資格確認書・資格情報のお知らせ）を持参して市民課国保係で申請する。
- ③ 市で資格を審査し、利用承認書（不承認の場合は「不承認書」）が送付される。
- ④ 予約した日時に検査を受け、費用を全額支払う。
- ⑤ 検査領収書、短期人間ドック報告書(市指定)、利用承認書、特定健診の受診券、世帯主の印鑑、振込口座のわかるものを持参して、市民課国保係で補助金の請求をする。
- ⑥ 後日、指定した口座に補助金が振り込まれる。

☆ **検査費用の負担**

- ◇ 検査終了後、医療機関に全額支払ってください。後日、本人の請求により、支払った費用の 7 割を市が補助します。ただし、補助の限度額は 2 万円までです。

申請書、請求書の提出及びご不明な点は、  
市民課 国保係（電話：22-3428）にお問い合わせください。